（項）沖縄政策費

（目）沖縄雇用促進・人材育成等推進事業費補助金（沖縄製糖業体制強化対策事業に限る。）

一　法第五条の規定による補助金等の交付申請書の提出時期の決定及びその交付の申請の受理
二　法第六条第一項及び第三項の規定による補助金等の交付の決定
三　法第七条第一項から第三項までの規定による補助金等の交付の条件の附加
四　法第七条第一項第一号の規定による補助事業等に要する経費の配分の変更の承認、同項第三号の規定による補助事業等の内容の変更の承認、同項第四号の規定による補助事業等の中止又は廃止の承認並びに同項第五号の規定による補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合における報告の受理及び指示
五　法第七条第二項の規定による補助金等の全部又は一部に相当する金額の納付命令
六　法第八条（法第十条第四項及び法第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知
七　法第九条第一項の規定による申請の取下げの受理
八　法第十条第一項の規定による補助金等の交付の決定の全部若しくは一部の取消し又は決定の内容若しくはこれに附した条件の変更
九　法第十条第三項の規定による補助金等の交付
十　法第十二条の規定による状況報告の受理
十一　法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令
十二　法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令
十三　法第十四条（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による実績報告の受理
十四　法第十五条の規定による補助事業等の成果の調査並びに補助金等の額の確定及び通知
十五　法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令
十六　法第十七条第一項又は第二項の規定による補助金等の交付の決定の全部又は一部の取消し
十七　法第十八条第一項又は第二項の規定による補助金等の返還の命令
十八　法第二十条の規定による他の補助金等の一時停止又は当該補助金と未納額との相殺
十九　法第二十一条第一項の規定による徴収
二十　法第二十一条の二の規定による理由の提示
二十一　法第二十二条の規定による補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分の承認
二十二　法第二十三条第一項の規定による報告命令、職員による立入検査及び関係者に対する質問の実施
二十三　法第二十五条第一項の規定による不服の申出の受理
二十四　法第二十五条第二項の規定による申出に係る必要な措置及び通知